一般社団法人 大阪外食産業協会
Osaka Restaurant Management Association

名称	一般社団法人 大阪外食産業協会（略称-ORA Osaka Restaurant Management Association）
代表者	中井 貫二（なかい かんじ）【第18代】
所在地	大阪市浪速区敷津東 2-2-8 大阪木津地方卸売市場 南棟 2F TEL:06-7668-5575 FAX:06-7668-1075 URL:http://www.ora.or.jp
設立	昭和56年10月1日 大阪府許可法人
事業内容	1.目的(定款3条) 大阪における外食産業の健全な発展と近代化・合理化を図ると共に、多様化する消費者ニーズに応え、国際都市大阪の地盤強化と経済振興の一翼を担い、併せて味覚文化発祥の地大阪の伝統ある文化の発展に寄与する。 2.事業(定款4条) (1) 外食産業の健全な発展のための各種訓練、研修会等の実施。 (2) 内外の外食産業に関する調査及び情報の収集と提供。 (3) 経営に関する相談及び指導、食材・機材等の調査及び合理化のための調査研究。 (4) 一般消費者のニーズに応えるための調査研究、広報活動。 (5) 関係諸官庁との行政施策の協力及び建議請願。 (6) 各種の資格制度を設置し、認定証を交付。 (7) 会員及びその従業員のための福利厚生に関する事業。 (8) その他目的を達成するために必要な事業の実施。
役員一覧	役員一覧はこちらからダウンロードできます。役員一覧【2022年8月5日現在】（PDF形式：134KB）
会員	537社【正会員200社・賛助会員336社・特別会員1社】«2022年3月31日現在»

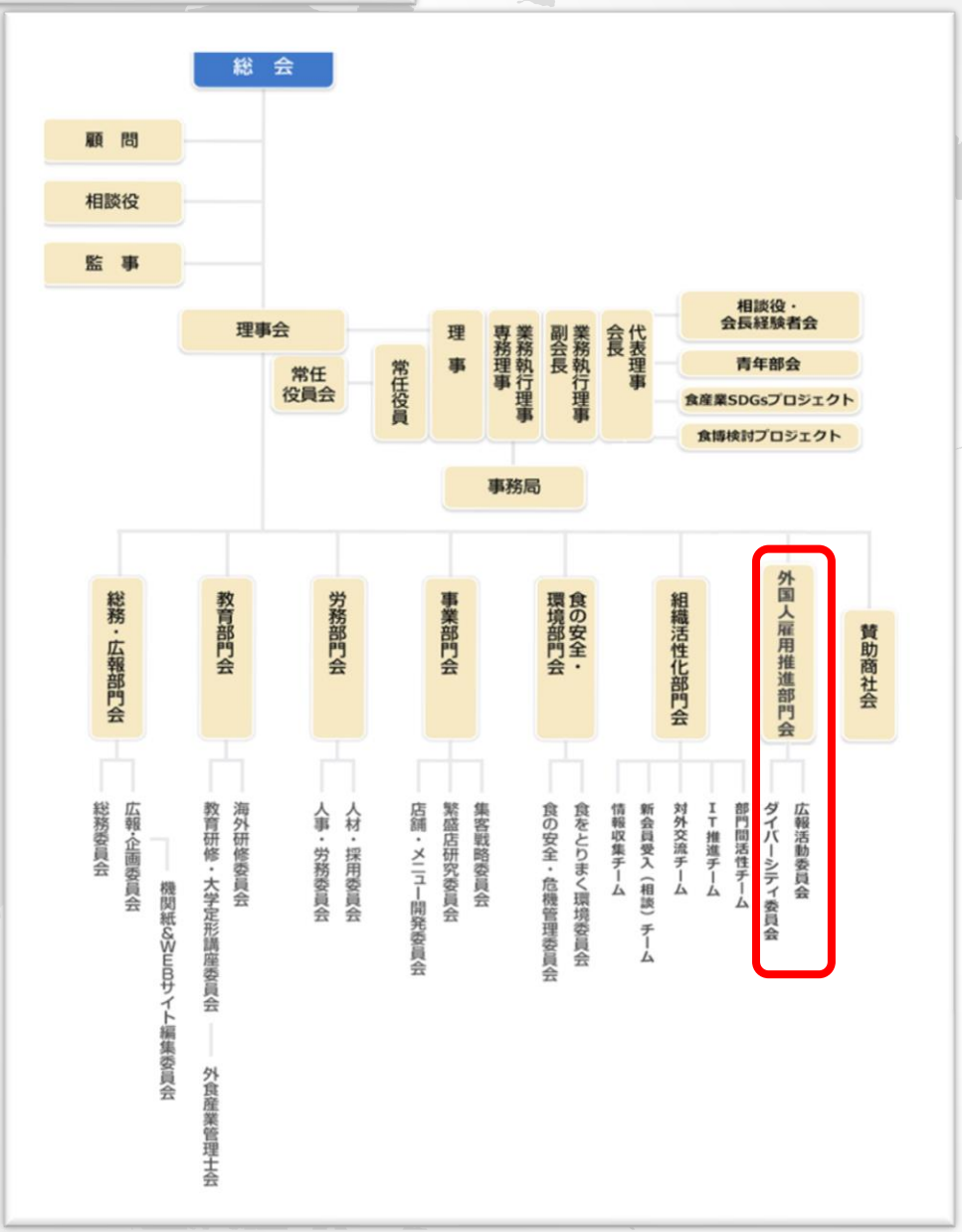

● 認定制度創設までの背景　**協会での取り組み**

活動年表

経緯

◇2014年　ORA組織活性化**チーム**で外国人関連の活動開始

2016年　**多方面から専門家を集める**　**外国人雇用検討プロジェクト**として活動

この頃　議員会館　・自民党本部へも足を運ぶ

◇2018年12月改正入管法、

・2019年　4月　特定技能施行　（**食品産業特定技能協議会委員・OTAFF理事**を協会から）

2019年　**委員会**へと活動の範囲を広げる

※この頃、**委員会活動では事例を創る事**が、最もわかりやすいという活動を開始

※併せて、認証制度の元になる情報を集める**プラットホーム構想**で大手上場企業様と会合

➡その後、ミニマムな形をORAで創る事となる

➡のちの**認証制度へ**

◇現在、第18代新会長のもと、**外国人雇用推進部門会**として活動

●本部門会の役割

①会員企業様の外国人雇用が適正になされるように助言

②関係省庁への提言、他団体との交流、学校・海外機関等の交渉

を担っていきます。

●目標

2025に向けて、

【外国人と日本人差別のない雇用環境を創る】

●手段

2つの委員会で活動

・ダイバーシティー委員会

・広報活動委員会

全員で取り組む **【認証制度啓蒙普及プロジェクト】**

ORA外国人材適正雇用推進認定制度

Fair Marks for Good Foreign Worker Employment System

外国人雇用を推進させる３つの取組み

FE20-0000

FM20-0000

FA20-0000

ORA外国人材適正雇用推進認定制度

Fair Marks for Good Foreign Worker Employment System

外国人雇用を推進させる３つの取組み

一般社団法人大阪外食産業協会（ORA）

受入企業の認証

ORAグローバル事業者認証制度

受入態勢を整えた企業を認証する。

人材紹介業者の基準作り

ORA外国人材雇用関連事業者認定制度

受入企業及び外国人材が安心して依頼できる事業者を認定する。

外国人材のスキル認証

ORAグローバル人材認証制度

外国人材がもっているスキルを見える化する。

●外国人材適正雇用推進認定制度（Fair Marks）とは

健全な外国人雇用を促進することを目的とし、外国人が安心して働ける場か否かを認証する「グローバル事業者認証」、就労を希望 するがんばる外国人材の実力を見える化する「グローバル人材認証」、さらに外国人材の紹介や、日本語研修・生活支援等を健全に 実施する事業者であることを認定する「外国人材雇用関連事業者認定」の3つの制度から成り立っています。

【ORAグローバル事業者認証制度（2020年4月1日発足）】とは、

外国人を社員として雇用する際に、外国人雇用者に対し事業者が自ら行う人事管理、就業支援策の取り組みについて一定水準以上にあると認められる事業者を、一般社団法人大阪外食産業協会（以下「ＯＲＡ」という）が認証することにより、その事業者を支援し、適正な方法による外国人材の確保に資することを目的とする制度です。

【ORA外国人材雇用関連事業者認定制度（2020年4月1日発足）】とは、

外国人を社員として雇用する際に、違法行為や不当利得に関与する外国人の送り出しや紹介を行う事業者を市場から排除し、外国人材関連事業者のコンプライアンス（法規範・社内規範・倫理規範）及び社会的責任を公約するものとして事業者の認定基準を設定し、公正で適正な運営がなされているかどうかをＯＲＡが評価することにより、健全な事業者を保護し、透明で安心安全な外国人雇用を促進することを目的とする制度です。

【ORAグローバル人材認証制度（2020年4月1日発足）】とは、

詳細内容は検討中

問題点；不特定多数の人材をどの様に捉えるべきか？

・パーソナリティーチェックの活用検証中（国内・国外　WEB運用）
・企業ニーズと照らし合わせ、事業者認証社が増えてきたときに併せて対応していく
（現在、個別企業の情報を収集している）
・国内人材、海外からの人材をどの様にしていくかということも併せ、検討中

～審査基準と審査プロセス～

【グローバル事業者認証】

■【認証の対象事業者とは】

○ ORAの会員社であること
○ 外食業（飲食店営業及び喫茶店営業、給食事業）を営んでいる者
○ 外国人の採用を実施している、もしくは外国人の採用を実施しようとする施設を有する者
○ ORAの指定するセミナーを受講済であること（申請後の受講機会もご用意します）

■【認証までの流れ】

約２カ月

書類審査
- 認証申請書のご提出後、必要書類を順次ご用意の上、ご提出ください。
- 現地調査の日程についてのご相談、及びご提出書類について確認させていただきます。

実地審査
- ORAから委託された審査員が企業を訪問し、実地審査を行います。併せて、自主点検評価表での評価が8割以上か確認します。必要に応じて記録や書類の閲覧、説明を求めます。

認証審査
- 認証審査委員会で認証の可否を決定します。可となれば役員会へ上程します。

認証通知
- 【合格の場合】認証の決定通知が届きます。
- 【認証不可の場合】認証不可の理由と共に結果が届きます(再申請も可能)

認証書交付
- 認証手数料ご請求書をORAから発行しますので、ご入金ください。
- 認証手数料ご入金が確認できれば、認証書を交付します。認証企業としてORAホームページに掲載します。

※当協会及び審査員、事務局員は、認証業務に関して知り得た個人情報は洩らしません。

【外国人材雇用関連事業者認定】

■【認定の対象事業者とは】

- ○ ORAの会員社であること
- ○ 外国人の紹介・斡旋、又は外国人雇用に関する支援を実施をしている、もしくは職業を紹介・斡旋している事業者、及び実施しようとしている事業者
- ○ その事業者の業務に関連する項目すべてにおいて、既定の認定基準を達成していること

■【認定までの流れ】

約２カ月

書類審査

- ORAから関係書類をお届けします。上記の①～⑤の書類に認定手数料を添えてORAに申請します。ORAは提出された書類を審査します。

認定審査

- 認定審査委員会で認定の可否を決定、可であれば役員会へ上程し最終決定

認定の通知

- 【合格の場合】認定の決定通知が届きます。
- 【認定不可の場合】認定不可の理由と共に結果が届きます(再申請も可能)

認定書の交付

- ORAから認定書を交付します。認定企業としてORAホームページに掲載します

※当協会及び審査員、事務局員は、認定業務に関して知り得た個人情報は洩らしません。